

障害福祉サービス重要事項説明書

(令和7年3月1日現在)

1 小鹿野町ヘルパーステーション相談窓口

電話 75-4110 (午前8時30分から午後5時15分まで)

担当

不明な点は、お尋ねください。

2 小鹿野町ヘルパーステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	小鹿野町ヘルパーステーション
所在地	小鹿野町小鹿野300番地
サービスの種類	埼玉県指定事業所番号 1114860032 居宅介護・重度訪問介護 令和6年10月1日 同行援護介護 令和5年10月1日
通常の実業を実施する地域	小鹿野町

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名		管理・技術指導	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名		居宅介護計画、重度訪問介護計画・同行援護介護計画・技術指導	2名
従事	介護福祉士	2名	3名	居宅介護・重度訪問介護	5名
	その他(看護師等)		2名	居宅介護・重度訪問介護	2名

(3) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (国民の祝日、12月29日～1月3日除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分

(4) サービスの提供時間帯（時間帯により料金が異なります。）

	通常時間帯 8:30～17:15	早 朝 6:00～8:00	夜 間 18:00～22:00	深 夜 22:00～6:00	備 考
平 日	○	×	×	×	
土・日・祝	○	×	×	×	

※提供可能な時間帯以外をご希望の方はご相談ください。

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助
- ・入浴介助
- ・排泄介助
- ・清拭
- ・体位変換等

(2) 家事援助

- ・買物
- ・調理
- ・掃除
- ・洗濯等

(3) 通院介助

- ・通院等のために、車両への乗車・降車の介助を行うとともに、屋内外での移動の介護、受診手続き等の介助等を行う。

(4) 重度訪問介護

- ・日常生活全般に常時の支援を要する身体障害者等に対して、身体介護、家事援助、見守り、移動中の介護等の支援を行う。

(5) 同行援護

- ・視覚障害者のある方と同行し、必要な情報を提供するとともに移動の援護、必要な援助を行う

(6) 居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護介護計画の作成

(7) その他のサービス

- ・生活等に関する相談、助言指導等

4 利用料金

(1) 利用料

利用者負担については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証に記載の上限月額に達するまで基本利用料（別表1、別表2及び別表3）の1割の額

ただし、受給者証記載の支給量を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

★ 料金表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の介護計画に定められた目安の時間を基準とします。

(2) その他

① 利用者の居宅で、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気料金等については、利用者で負担していただきます。

② 利用料金については、上限月額に達するまでその都度納付いただきます。

- ③ サービス実施日の前日午後5時までには通知をすることがなく、サービスの中止を申し出た場合の料金請求は当分の間、無料とします。

5 当センターの障害福祉サービスの特徴等

(1) 運営の方針

小鹿野町ヘルパーステーションは、指定障害福祉サービスを、保健、医療及び福祉サービスと連携して提供します。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方は申し出ください。
男性ヘルパーの有無	無	
職員への研修の実施	有	年数回実施しています。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	保健課長
-------------	------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
 (3) 苦情解決体制を整備しています。
 (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
 (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、親族等へ連絡いたします。

主 治 医	主治医氏名	
	連絡先	
親 族 等	氏 名	
	連絡先1	
	氏 名	
	連絡先2	

8 サービス内容に関する相談、苦情窓口について

当 事 業 所 相 談 窓 口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口担当 保健課 ・ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分 月曜日から金曜日 ・ 電話番号 0494-75-4110
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情解決責任者 保健課長
市町村窓口	小鹿野町福祉課 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分 月曜日から金曜日 ・ 電話番号 0494-75-4109
埼玉県運営適正化 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階 ・ 受付時間 午前9時から午後4時 月曜日から金曜日 ・ 電話番号 058-822-1243

9 当ステーションの概要

名称・法人種別 小鹿野町ヘルパーステーション（小鹿野町）

代表者役職・氏名 小鹿野町長 森 真 太 郎

所 在 地 小鹿野町小鹿野300番地

令和 年 月 日

障害福祉サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 小鹿野町

事業所 小鹿野町ヘルパーステーション

住所 小鹿野町小鹿野300番地

代表者名 小鹿野町長 森 真太郎 印

説明者氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から障害福祉サービスについての重要事項の説明を受けました。

なお、サービスを提供する上で、必要が生じた場合には、小鹿野町個人情報保護法施行条例に基づき個人情報を他の事業者や関係部所へ提供すること（外部提供・目的外利用）に、あらかじめ同意いたします。

利用者

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印 (続柄:)

※ 上記の外部提供や目的外利用を認めない場合には申し出てください。その場合、他の事業者等への情報提供等を行いません。

別表 1

(障害福祉サービス重要事項説明書)

居宅介護事業

区 分	基 本 利 用 料	加 算 額	
居宅における 身体介護	30分未満	2,560円	夜間(18~22時) 早朝(6~8時)
	30分以上1時間未満	4,040円	所定の25%増
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	深夜(22~6時) 所定の50%増
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	2人訪問した場合 所定の200%
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	基礎研修課程修了者等が居宅介護を行った場合
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	居宅における身体介護及び通院等介護(身体介護を伴う場合)
	3時間以上	9,210円に30分増すごとに +830円	所定の70%
家事援助	30分未満	1,060円	家事援助及び通院等介助(身体介護を伴わない場合)
	30分以上45分未満	1,530円	所定の90%
	45分以上1時間未満	1,970円	緊急時対応加算 月2回を限度
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	1回につき1,000円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	初回加算 2,000円
	1時間30分以上	3,110円に15分増すごとに +350円	利用者負担上限管理加算 1ヶ月につき1,500円
通院等介助 (身体介護を 伴う場合)	30分未満	2,560円	特別地域加算
	30分以上1時間未満	4,040円	所定の15%増
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	
	2時間30分以上3時間未満 3時間以上	9,210円に30分増すごとに +830円	
通院等介助 (身体介護を 伴わない場 合)	30分未満	1,060円	
	30分以上1時間未満	1,970円	
	1時間以上1時間30分未満	2,750円	
	1時間30分以上	3,450円に30分増すごとに +690円	

別表 2

重度訪問介護事業

区 分	基 本 利 用 料	加 算 額	
重度訪問介護	1 時間未満	1, 860 円	2 人訪問した場合 所定の 200%
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2, 770 円	著しく重度の場合 所定の 15%増
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	3, 690 円	障害程度区分 6 の場合 所定の 8.5%増
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	4, 610 円	夜間(18~22 時)、朝(6~8 時) 所定の 25%増
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	5, 530 円	深夜(22~6 時)所定の 50%増
	3 時間以上 3 時間 30 分未満	6, 440 円	移動中の介護を実施した場合 1 時間未満 1, 000 円増 1 時間以上 1 時間 30 分未満 1, 250 円増
	3 時間 30 分以上 4 時間未満	7, 360 円	1 時間 30 分以上 2 時間未満 1, 500 円増 2 時間以上 2 時間 30 分未満 1, 750 円増
	4 時間以上 8 時間未満 8, 210 円に 30 分増すごとに	+850 円	2 時間 30 分以上 3 時間未満 2, 000 円増 3 時間以上 2, 500 円増
	8 時間以上 12 時間未満 15, 050 円に 30 分増すごとに	+850 円	初回加算 2, 000 円
	12 時間以上 16 時間未満 21, 840 円に 30 分増すごとに	+810 円	緊急時対応加算 月 2 回を限度 1 回につき 1, 000 円
	16 時間以上 20 時間未満 28, 340 円に 30 分増すごとに	+860 円	利用者負担上限管理加算 1 ヶ月につき 1, 500 円
	20 時間以上 24 時間未満 35, 200 円に 30 分増すごとに	+800 円	特別地域加算 所定の 15%増
			熟練従業者が新任従業者に同行して区分 6 の利用者に支援を行う場合 所定の 180%
			熟練従業者が重度障害者等包括支援の度合にある利用者を支援する従業者に同行して支援を行う場合 所定の 180%

別表 3

同行援護事業

区 分	基 本 利 用 料	加 算 額
同行援護	30分未満	1,910円
	30分以上1時間未満	3,020円
	1時間以上1時間30分未満	4,360円
	1時間30分以上2時間未満	5,010円
	2時間以上2時間30分未満	5,660円
	2時間30分以上3時間未満	6,320円
	3時間以上	6,970円に30分増すごとに +660円